

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童福祉法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、児童福祉法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石井町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児通所給付費等の支給に関する事務及び障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。</p> <p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 障害児通所給付費等の支給決定 (2) 支給決定の更新及び変更 (3) 支給認定の更新及び変更 (4) やむを得ない事由による障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供</p> <p>障害者総合支援給付支払等業務 ※石井町では障害者総合支援給付支払等業務について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	<p>障害者福祉システム 中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 伝送通信ソフト ※国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で石井町と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお石井町と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>障害者情報ファイル 統合宛名ファイル 【伝送通信ソフト】 1. 受給者異動連絡票データの送信 受給者異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者訂正連絡票データの送信 受給者訂正連絡票データを暗号化、国保連合会へ送信する。</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第8項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 8、10、11、12、16、56の2、108、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉生活課
②所属長の役職名	福祉生活課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	石井町総務課 〒779-3295 徳島県名西郡石井長高川原字高川原121-1 088-674-1111
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	石井町総務課 〒779-3295 徳島県名西郡石井長高川原字高川原121-1 088-674-1111
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

